

10月30日夜山梨県で、高校生が運転する自転車と衝突した83歳の男性が亡くなる事故が発生しました。

学校から帰宅途中の高校生が、「通行が可能とされている歩道」で男性と正面衝突したとのことです。

ご存知のように、自転車は原則として車道を通行しなければなりません。標識などで「自転車通行可」と表示されている歩道は通行できるようになっています。

ところがその際に、「中央から車道寄りの部分を“徐行”し、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければならない」というルールが守られていないケースが多いのではないのでしょうか。

この“徐行”とは、「直ちに停止することができるような速度で進行すること」とされています。その速度は6～8km/h程度、大人の早歩き並みです。

よってこのような歩道で歩行者を追い抜くと、徐行違反になる可能性が高くなります。

冒頭で紹介した事故については、メディア報道からは事故当時の状況詳細を把握しかねますが、自転車通行可の歩道で守るべき“徐行”が行われていれば、防ぐことができたのかもしれない。

これを機に、生徒の皆さんにはあらためて自転車利用時のルール・マナー遵守について指導・注意喚起をされてはいかがでしょうか。

尚、当財団では自転車の安全利用を促進するため、関連動画を制作しHPで公開しています。どうぞ活用ください。

・『自転車の交通安全』

自転車の事故がどのようにして起きるのか、自転車で事故に遭わないためにはどのようなことに気を付けなければいけないのかを学ぶ動画です。(令和2年6月公開、13分17秒)

<https://www.jaef.or.jp/6-kurumajuku/manabiya/ch02.htm#sec04>

・『自転車事故に備える保険の加入義務化』

自転車に乗っている間に発生した損害、「相手への賠償」「自分のケガ」を補償する保険。昨今多くの自治体が進めている、当保険の加入義務化の動きと保険の内容について紹介しています。(令和2年6月公開、7分25秒)

<https://www.jaef.or.jp/6-kurumajuku/johokan/safety-topics/index.htm#ch01>

・『自転車の交通違反 取り締まり強化へ』

令和4年10月に警視庁が「車道の右側通行」など4つの違反行為の取り締まり強化を開始。その背景、今後特にどのような乗り方に注意していくべきかについて解説しています。

(令和5年2月公開、10分11秒)

<https://www.jaef.or.jp/6-kurumajuku/johokan/safety-topics/index.htm#ch04>

---

日本自動車教育振興財団 メルマガ事務局

【読者の皆さまへ】

私どもは、先生方や高校生の皆さんにより有益なご支援を提供してまいりたいと考えております。

つきましては、当財団の事業やご支援メニューについて、ご意見やご要望等をお寄せください(以下のいずれかの方法にてお願いします)。

1. 当メルマガに返信
2. SNSでのコメント、返信

ツイッター <https://twitter.com/jidousyakyouiku>

フェイスブック <https://www.facebook.com/jaef2019/>